

葬祭費を申請される方へ

国民健康保険に加入していた人が死亡したときに、その人の葬儀を行った人(葬祭執行者)が申請者となり支給を受けることができます。



マイナンバー

マイナンバー制度開始により、「申請人と対象者の個人番号」と「申請人の本人確認」が必要です。

1 対象となる方

❖国民健康保険被保険者の葬祭執行者

ただし、国民健康保険の被保険者であったとしても、以下の方は対象外です。

- ① 社会保険に本人(扶養ではない)として加入していた方が、社会保険の資格を喪失して**3か月以内に死亡**した場合
- ② 社会保険に本人(扶養でない)として加入していた方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に死亡した場合
- ③ 社会保険に本人(扶養でない)として加入していた方が、②の継続給付を受けなくなってから3か月以内に死亡した場合

2 支給金額

❖50,000円

❖国民健康保険税に滞納があるときは、申請時に納税相談をしていただく場合があります。

3 申請に必要なもの(葬祭執行者が窓口に来た場合)

- ❖葬祭執行者と分かる書類(会葬礼状、日程表、葬儀の領収書・請求書など)
- ❖死亡診断書の写し
- ❖通帳(葬祭執行者名義のもの)
- ❖死亡者本人の被保険者証、高齢受給者証(国民健康保険課に返却していない場合)
- ❖死亡者本人の個人番号カード又は個人番号通知カード(いずれも写しで可)
- ❖葬祭執行者の個人番号カード、又は個人番号通知カード及び本人確認書類

4 申請に必要なもの(葬祭執行者以外の方が窓口に来た場合)

上記の第3項のものに加えて、❖委任状 ❖委任を受けた方の本人確認書類

5 申請窓口

- ❖国民健康保険課(西庁舎1階)
- ❖各行政センター・各連絡所
- ❖郡山市民サービスセンター(ビッグアイ6階)、緑ヶ丘市民サービスセンター

6 申請にあたっての注意点

- ❖葬祭費は、葬祭執行後に申請してください。
- ❖請求できる期間は、葬祭を行った日の翌日から2年間です。



【お問合せ先】 郡山市 国民健康保険課 給付係

電話024-924-2141

(平日8:30~17:15)

(作成日 令和5年3月14日)